

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告） （商業動態統計調査）

1 部会の開催状況等

商業動態統計調査（以下「本調査」という。）の変更等に係る部会審議は4回を予定しており、これまで2回（平成26年4月4日及び同4月18日）開催され、今後、2回（平成26年5月15日及び同5月23日）の開催を予定している。

平成26年6月16日に開催予定の統計委員会において答申を予定している。

2 部会における主な議論等

第1回目と第2回目の部会では、調査対象の範囲、調査事項及び集計事項の変更、第Ⅱ期基本計画への対応について審議され、主な議論等は以下のとおり。

- (1) 今回、企業を対象とする調査の対象業種について、従前のコンビニエンスストアに加え、新たに家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターを追加することとしている。これら3業種の追加については、我が国の景気動向や消費動向を多角的に把握・分析する上で有用な情報を得るものであることから、部会として適当であると判断した。

なお、このような調査対象業種の変更に関連し、本調査において販売額が伸びている傾向にあるインターネット販売やアパレルの製造小売について把握する必要性や余地について指摘があった。

- ① インターネット販売については、小売業だけではなくメーカーなど他業種でも行われており、本調査が商業を営んでいる企業・事業所を対象としているため、本調査で把握したとしても一部だけであること、本調査の結果からは、無店舗小売業の新設により一定程度動向が把握可能になること、他方、経済センサス-活動調査結果から他産業分も含めた実態が把握可能であること、また、報告者負担を考慮すると、新たに本調査において調査事項の設定を行うのは難しいと部会として判断した。
- ② また、アパレルの製造小売については、母集団情報である商業統計調査から該当する店舗か否か判断できるデータが得られないことから調査の実施は困難であると部会として判断した。

- (2) 今回、本調査の丙調査（従業員50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する小売事業所を対象とする調査）において、期末商品手持額の調査項目（商品）区分について、従前の3区分から9区分に詳細化することとしている。

これについては、第Ⅱ期基本計画において国民経済計算の整備と一次統計等の連携強化の一環として、流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備が指摘されていることに対応するものであり、また、国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)のうち、流通在庫の推計の精度向上に資するものであることから、部会として適当であると判断した。

- (3) コンビニエンスストアを対象とする調査票において、都道府県の景気動向を把握するための基礎資料を得るため、月間商品販売額等に係る全店分の把握について地方経済産業局別単位から都道府県別単位に変更する一方で、報告者負担軽減の観点から、従前把握している既存店分について把握する項目を削除することとしている。

今後、既存店分に係る情報は業界団体が作成する統計で代替することとしており、このことについて特段問題がないか等に関し、第3回目の部会において引き続き審議することとしている。

(参考)

商業動態統計調査の変更等に係る部会審議経過及び今後の予定

審議事項等	4月4日 (第1回目)	4月18日 (第2回目)	5月15日 (第3回目)	5月23日 (第4回目)	6月4日(予備日)
諮問の概要及び審査メモに関する説明	●				予備日
前回部会審議に係る宿題		●	●	●	
1 商業動態統計調査(基幹統計調査)の変更 ① 調査対象の範囲	● (一部宿題)				
② 報告を求める者 ア 変更事項1 (母集団情報の変更) イ 変更事項2 (「家電大型専門店」等の追加) ウ 変更事項3 (重複是正)	● ● ●				
③ 報告を求める事項 ア 変更事項1 (商品別月間商品販売額等の追加等) イ 変更事項2 (期末商品手持額の細分化)		● ● (一部宿題)			
④ 集計事項 ア 変更事項1 (業種追加に伴う追加) イ 変更事項2 (「無店舗小売業」の追加) ウ 変更事項3 (事業所調査と企業調査の一体的集計)		● ● ● (一部次回)	●		
⑤ 「公的統計の整備に関する基本的な 計画」への対応について		●			
⑥ 集計・公表方法について			●		
⑦ 景気動向指数やSNA等への対応に ついて			●		
⑧ 卸売・小売業を対象とした統計調査 の体系的な整備について		●			
⑨ オンライン調査への対応について			●		
⑩ 本調査の課題への対応について			●		
2 商業動態統計調査(基幹統計)の指定の 変更(名称の変更)			●		
答申(案)				●	

第 43 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 4 月 4 日 (金) 12:57~14:54
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松毅
 - (委 員) 北村行伸、西郷浩
 - (専 門 委 員) 永井知美、山本渉
 - (審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都
 - (調査実施者) 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官
ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について、調査実施者から商業動態統計調査（以下「本調査」という。）の変更案について説明が行われた後、事務局から審査メモについて説明があり、その後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「① 報告を求める事項」及び「② 報告を求める者」の変更計画については適当と判断された。
なお、委員及び専門委員からの質問事項のうち、回答が積み残しとなった案件については次回部会において、調査実施者から報告が行われることとされた。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 調査対象の範囲

- ・ 調査対象の範囲の変更内容はおおむね理解した。「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」について、どのような売上高の規模やシェアであることから追加することとしたのか。
 - ← 小売業全体で 11.7 兆円の売上高がある中で、「百貨店」、「スーパー」、「コンビニエンスストア」と「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」で約 30.2 パーセントを占めており、それぞれの売上高規模は百貨店が 6,000 億円、スーパーが 1.1 兆円、コンビニエンスストアが 8,000 億円、家電大型専門店が 4,000 億円、ドラッグストアが 3,700 億円、ホームセンターが 2,500 億円である。今回追加する 3 業態は約 8 パーセントに及んでいることを踏まえたものである。
- ・ シェアが増えてきたら、調査項目に細分化して含めた方がよいといった目安はあるのか。
 - ← 特にそのような目安はないが、各業種のデータの推移をみると、売上高規模がお

おむね拡大の傾向にある中、日本標準産業分類で、分類として設定された上で、経済センサス-活動調査で実態が把握できたことを踏まえ、今回、新たに把握することは消費動向を把握する上での有用な基礎資料となるものと考えているところ。

- 本調査は、景気動向や小売業界の動向を把握する上で非常に注目している調査であり、今回の調査対象業種の追加は歓迎すべきことと考える。最近、消費者が百貨店、スーパーから専門量販店にシフトしている傾向にある中、こういった動きを個別に見られる有用な統計になると考えるからである。なお、今回の変更に反映していただきたいということではないが、現在、伸びている傾向にあるネット通販や、アパレルといった製造小売業についても把握することにより、本調査の有用性が一段と高まるのではないかと考える。
- 調査対象業種に追加する数値等の基準は特に設定されていないようであるが、経済センサス-活動調査でより詳細なデータが把握されたことにより、本調査でも把握する必要性が高まったのではないかと考える。なお、ネット通販やアパレルといった製造小売業の把握については今後の対応ということで御意見を頂いたものと考えている。
- 経済センサス-活動調査で把握をされるようになったということは一定程度のシェアがみられてきたと理解してよいのか。
- 改定の際に、それを考慮した上で新設されたものと考えている。
- 経済センサス-活動調査で今回、新たに把握する3業態については、小売業の業態でみて上位3業態に入るのか。他にも規模の大きな業態があるものの、把握が困難な業態があれば教えてほしい。
 - 小売業の業態の中では、専門スーパーが15.2パーセント、住関連スーパーが4.7パーセント（うちホームセンターが2.7パーセント）、コンビニエンスストアが5.0パーセント、ドラッグストアが3.4パーセント、家電専門店が4.8パーセント、食料品スーパーが15.2パーセント、無店舗小売業が5.1パーセントとなっている。日本標準産業分類で上記以外には分類自体がないものもあるため、把握できる限り、データをとっているものと考えている。
- 四半期別GDP速報等において、どの程度データが蓄積されると、実際にデータが使ってもらえるのか。前年同月比や2時点間の情報が把握できれば使えるのか。使用可能となる見込みの時期の考え方などがあれば、調査実施者である経済産業省だけでなく、本調査結果の利用が期待されている内閣府や日本銀行にも教えてほしい。
 - 前年同月比が計算できる1～2年程度の把握が必要であり、それまでは構成比に係るデータを活用することとなる。実額の前年比とともに、季節調整済みの数値を求めるとなると、7～8年分程度のデータが必要となるものと考えている。なお、3年程度のデータが蓄積された段階で検証を行う予定である。
 - 一定程度のデータが蓄積されたのち、検証を行い、QEに取り込むことを検討することになるものと考えている。通常、基礎統計の大幅な見直しは基準改定ごとに対応することが多く、今回の見直しについても同様となるのではないかと考える。
 - 本調査の結果はさくらレポートや地域分析に利用させていただいており、都道府県別集計が行われることにより、有用性が高まるものと考えている。確たることを申し上げることはできないが、今回追加する部分のデータを利用するまで2年程度は必要では

ないか考える。

- ・ 今回の変更内容については、利用者ニーズや関心が非常に高いものであり、公表に当たってはミスリーディングを招かないよう、十分に注意して行うことが必要である。行政ニーズへの対応という面では、データ蓄積までに少し期間が必要であるが大変重要な基礎データになるといった評価をいただいているものと考え。ただ、ネット通販については別の観点も入ってくると思うので、答申案を取りまとめる際にどのように扱うかについて考えることとしたい。
- ・ 調査対象の変更については特に異論がないようなので、部会として了解することしたい。

(2) 報告を求める者

① 変更事項 1

- ・ 基本的な考え方は理解できるが、経済センサス-活動調査結果の、「(ア) 産業編（総括表）第1表」の約141万事業所でなく、「(イ) 産業編（総括表）第2表以降」の約105万事業所のデータを母集団情報として使用することに少し悩ましい部分がある。
- ・ 母集団情報に関し、最新の名簿情報を活用することから、これまでの商業統計調査結果から経済センサス-活動調査結果に切り替えるとしても、経済センサス-活動調査結果は初めて使用するものであることを踏まえ、標本抽出する段階で様々な情報に留意し、十分に注意を払いながら行うことが必要ではないか。
- ・ 36万事業所の差異が生じており、これらは、おそらく格付け困難な小規模事業所であると推測されるが、どのような事業所規模かといった状況に関する情報を有しているのか。また、このような事業所の数は増えているのか。
 - どのような事業所規模かといった状況については特に把握していないが、事業所数については、平成19年商業統計調査で147万事業所であり、平成24年経済センサス-活動調査では141万事業所と約6万事業所減っている状況にある。
- ・ 母集団情報が商業統計調査から経済センサス-活動調査に変更されたことによって、従前と比べ調査対象となる企業等に何かの変化や特性といったものはみられないのか。
 - 平成24年経済センサス-活動調査の結果では、卸売事業所が26万7,000事業所、小売事業所が78万2,000事業所であり、平成19年商業統計調査では、卸売事業所が33万5,000事業所、小売事業所が113万8,000事業所である。これは主業種で格付けをした結果であり、これ以上のことは分からない。また、具体的な調査対象の企業等の移動において変化等が生じたのかについても分からない。
- ・ 平成19年商業統計調査から平成24年経済センサス-活動調査までの期間の経過に伴う企業構造の変遷の細かいところまで把握することは難しいかもしれない。また、今回、母集団情報の名簿を替えるということから、調査を実施してみないと分からないといったこともある。その一方で、平成24年経済センサス-活動調査の結果を用いることにより、企業構造を正確に把握できるといったメリットも副次的にある。そういったこと含めて考えると、今回の母集団情報の変更はよいのではないか。

② 変更事項 2

- ・ 企業を対象に調査を実施する理由として、業界団体や企業からヒアリングをした結果、事業所対象だと回答しない事業所が多く出るとのことである。しかし、企業が事業所の情報を集めるという点では、企業にとっての負担は同じではないか、企業が事業所からデータが出てこない場合、前月と同じデータを報告するといった懸念はないのか。また、地域別情報が重要だとすると企業単位よりも事業所単位で把握するほうが重要なのではないか。
 - 企業調査においては都道府県別にデータを把握しており、地域別情報の把握を行っている。また、POS システム（販売時点情報管理）で電算集計が行われるため、各事業所の状況について把握しており、また、集計への負担はあまりないのではないかと考える。
- ・ 調査票を確認したところ、都道府県別に把握することから、地域別情報は把握できるものと考ええる。
- ・ 事業所単位だと回答しないというヒアリングの結果をみると、実査上大丈夫かと懸念するが、特に心配しなくてもよいということか。
 - 企業からは、単体の店舗や事業所には調査に行かないでほしいという要望が出ている一方で、本社で事業所分についてまとめて回答するといった意見等があったようだ。
- ・ 新たな標本抽出によりカバー率が 90 パーセントを超えている一方で、36 万事業所の詳細がよく分からないし、小規模事業所が漏れているのではないかと推測される中で、後者の状況についてどのように考えるか。
- ・ おそらく企業の方が調査を行う上では効率的であり、都道府県別データを把握するというのであれば、この変更内容でよいのではないか。企業の選定基準をみると、漏れるところはあるものの、本調査の趣旨から見て問題のないものと整理してよいかどうかということではないか。漏れるところはあるが、90 パーセント以上のカバー率があるし、本調査によって月々の動向や変化、トレンドを追えるということであれば、漏れる部分はやむを得ないものではないかということ部会として承認できるか否かである。

③ 変更事項 3

- ・ 資料によると追加する 3 業種で 70,000 事業所をカバーするということである。重複する事業所はどの程度あるのか。
 - 丙調査では 5,300 事業所のうち 369 事業所、乙調査では 12,500 事業所のうち 917 事業所である。1 割に満たないくらい分が重複していたことになる。
- ・ 数字が意外に小さいといった印象であるが、今回新たに 3 業種が丁調査の対象となることにより、これまでうまく捉えられていなかった部分が把握できるようになると評価できるのではないか。

④ まとめ

- ・ 母集団情報の変更については十分に注意を払いながら、適切に対応することが必要

であるものの、同母集団情報に基づく標本抽出による追加3業種のカバー率は90パーセント以上であり、調査としては一定の精度を確保できるものと考えられることから、部会としては母集団情報の変更や3業種を丁調査の対象とする変更等については了承することとしたい。

(3) その他

- ・ ネット販売やアパレルといった製造小売業の把握の必要性について指摘があったことに関し、調査実施者の考えを次回の部会において報告願いたい。

6 次回予定

次回は、平成26年4月18日（金）13時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

第 44 回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日 時 平成 26 年 4 月 18 日（金）12:58～15:05

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 西郷浩

（専 門 委 員） 永井知美、山本渉

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官
ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 概 要

- 調査実施者から、前回部会で回答が積み残しとなった案件について報告が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「③ 報告を求める事項」、「④ 集計事項」、「⑤ 『公的統計の整備に関する基本的な計画』への対応について」及び「⑧ 卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」について審議を行った結果、以下の項目を除き、適当と判断された。
- 「③ 報告を求める事項」のうち、「コンビニエンスストア調査における既存店の商品販売額等の項目を削ること」については、次回部会において、調査実施者が追加の資料を提出の上、改めて審議されることとされた。
また、「④ 集計事項」のうち、「業種別販売額等について事業所調査と企業調査の結果を用いて推計すること」については、調査実施者においてデータの分析を行った上で、次回部会で報告することとされた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1） 前回部会で積み残しとなった案件について

- ・ インターネット通販については、ショッピングモールのサイトを運営する大手の企業のデータを把握しただけでも、傾向が分かるのではないか。また、当面把握が難しいことは理解したが、将来の方向性はどうか。
→ 本調査の調査対象業種については日本標準産業分類に準拠しており、大手の企業のみを対象として実施することは結果表章との関係からみて難しい。また、本調査において卸売業・小売業に該当する企業のデータは把握できるが、その他の業種の企業のデータの把握は困難である。

- ショッピングモールのサイトを運営する企業は、日本標準産業分類上、「ポータルサイト・サーバ運営業」（情報通信業）に該当するため、本調査の対象に含まれていない。同サイトに登録している小売業者が本調査の対象となっている。
- ・ 今回、インターネット販売を本調査の対象とはしないということによいのではないかと考える
- ・ アパレルの製造小売に当てはまる三つの要件である「①衣料品を扱うこと」、「②直営店として運営すること」及び「③自社企画、自社ブランドであること」のうち、②及び③の二つの要件に合致しているかどうかについては、商業統計調査の結果から把握できないということによいか。
 - そのとおりである。
- ・ 現時点で、今回の本調査において新たに調査の対象とはしないこととする。

(2)「③ 報告を求める事項」について

ア 変更事項 1

- ・ 今回、本調査の丁調査（経済産業大臣が指定する企業を対象とする調査）において、都道府県別の表章を行うこととしているが、地方公共団体の意見はどうか。
 - 利用ニーズもあるので、都道府県別に詳細に把握していただけるのは有用であり、大変有難い。
 - 今回、新たに詳細に把握していただくことは非常に有用である。
- ・ コンビニエンスストア調査で、在庫（期末商品手持額）が把握できない理由は何か。コンビニエンスストアの企業の本部は、フランチャイズ店の物流について関与していないということか。
 - フランチャイズ店はコンビニエンスストアの企業の本部以外に独自に商品の仕入れを行っており、この部分に係る在庫の把握は困難である。コンビニエンスストアの企業の本部からは、仮にこの部分について把握しようとした場合には、月次調査である本調査への報告が間に合わないといった説明を受けている。
- ・ コンビニエンスストアの店舗数及び販売額をみると、フランチャイズ店が半分を占めており、直営店だけを把握しても実態を把握したとはいえないような状況から、今回、コンビニエンスストアにおいて期末在庫商品手持額は調査しないこととする。
- ・ 今回、コンビニエンスストア調査において既存店の商品販売額等を把握する項目を削除することとしているが、全国値だけでも残せないか。ユーザーにとって既存店の伸び率、前年同月比は景気動向の把握の際に重要視しているものと考え。
 - また、既存店分のデータについて、日本フランチャイズチェーン協会よりも経済産業省の方が利便性が高いと考えており、本調査において既存店の売上高の伸び率を把握しなくなることは本調査の有用性や意義が低下することにつながるのではないかと考えている。
 - 今回の見直しに当たっては、我が国における消費動向の多角的な把握・分析をする上で有用な情報を得る観点から、調査対象業種として3業種を追加するとともに、地域別の分析が可能となるための変更を優先させていただいた。
 - また、日本フランチャイズチェーン協会のデータと本調査では対象企業が相当重複しているため、これで代替できるのではないかと考えている。

- ・ 既存店分のデータの把握は新たに追加する3業種についても必要なのか。新たな3業種については、データの蓄積を待ってということも考えられる。
- ・ ユーザーとしては、新たに追加する3業種についても既存分のデータがあった方が有難いが、引き続きコンビニエンスストアにおいて把握することを最優先にしてほしい。既存店について報告することが報告者にとってどの程度負担なのかがよく分からない。
 - 報告者では、既存店に係るデータを把握するため、集計対象となる既存店の開廃情報を随時把握・整理する必要がある。具体的には、前月から当月までの既存店の新規店・廃止店に係る情報、前年同月の時点において集計対象となった既存店の情報等について、時点ごとに各店舗にフラグを立てて情報の把握・管理をしなければならない。このような作業を行った上で、報告に必要なデータを再集計することとなり、また、報告者では報告するデータの集計誤りがないよう注意も払っており、報告者にとってはかなりの負担になっていると聞いている。
- ・ 仮に既存店のデータについて全国値のみ集計し公表した場合、他のデータを用いて都道府県別に案分してみたら、たまたま正しい数値を求められ、地域によっては新規店が特定されるといったことがあり得るのか。このようなことがあり得るのであれば、秘匿の面にも考慮して検討することが必要ではないか。
- ・ 代替の統計データとして日本フランチャイズチェーン協会が作成・公表しているデータがあるとのことであるが、そのカバレッジはどの程度か。
 - 本調査は12企業を対象としており、日本フランチャイズチェーン協会の方は10企業を対象としている。本年2月分では、本調査は7,468億円（12企業全体）、フランチャイズチェーン協会は7,096億円（10企業全体）である。
- ・ 本調査の結果と日本フランチャイズチェーン協会のデータが同じような動きで捉えられるということであれば、今回の都道府県別のデータ把握の趣旨からみて、削除もやむを得ないといった判断が可能かもしれないが、この点はどうか。
 - 伸び率を比較すると、本調査の結果では「+6.2%（既存店は+0.9%）」、フランチャイズチェーン協会のデータは「+6.0%（既存店は+1.0%）」であり、全体の動きとしては同じような形で動いているのではないかと考える。
- ・ フランチャイズチェーン協会では継続的に調査し、これまでどおりデータを公表していくものと考えてよいのか。
 - フランチャイズチェーン協会に確認してみることとする。
- ・ 既存店について全国値だけ公表するとしても、報告者は既存店と全店で区別して把握する必要があり、企業に対するヒアリング結果では、報告者にとってかなりの記入負担になっているようである。今回の部会で直ちに結論を出すのは難しいため、調査実施者において両調査の結果に関する伸び率の比較等に関する資料を整理いただき、次回部会において再度検討することとする。

イ 変更事項 2

- ・ 期末商品手持額の改正については、内閣府もこれでよいか。
- ・ 今回の細分化は当方の要望を受け入れていただいたものであり、感謝申し上げます。今回は十分である。ただし、推計は91品目で行っており、可能な限り細分類で把握

して頂きたいという潜在的要望がある旨、申し添える。

(3) 「④ 集計事項」について

ア 変更事項 1

- 商品別都道府県別のクロス集計については、報告者に大変な作業量をお願いすることになる。5年ごとの単位であれば、商業統計調査や経済センサス-活動調査で把握できるので、これらを利用いただいた方がよいと考える。

イ 変更事項 2

- 無店舗小売業の事業所の抽出については、平成 24 年経済センサス-活動調査において無店舗小売業を対象に調査を実施され、基本的なベンチマークはあるので、それを母集団にして抽出を行うこと、無店舗小売業の追加に伴って、変更された集計表の内容については妥当と判断することとする。
- 各業種の前年同月比の接続を図るため、無店舗小売業を表章する前の業種別販売額と表章後の業種別販売額の比率をリンク係数（接続係数）として用意するとのことであるが、これはどのようなものか。
 - リンク係数は、平成 27 年 6 月分の各業種のデータについて、無店舗小売業の含まれているものと含まれていないものから求めるもので、求めたリンク係数を平成 27 年 7 月分のデータに乗じることとしている。
- 平成 27 年 7 月以降は、各業種は無店舗小売業が区分されたものでデータが公表されると考えればよいか。
 - そのとおりである。

ウ 変更事項 3

- 現在、時系列比較の面での影響について、複数月のデータを利用して検証作業を進めており、次回部会にてその結果を報告することとしたい。

(4) 「⑤ 公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応について

- 今回、本調査の丙調査（従業員 50 人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する小売事業所を対象とする調査）において、期末商品手持額の調査項目（商品）区分について、従前の 3 区分から 9 区分に詳細化することとしている。
 - これについては、第Ⅱ期基本計画において国民経済計算の整備と一次統計等の連携強化の一環として、流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備が指摘されていることに対応するものであり、また、国民経済計算の四半期別 GDP 速報 (QE) のうち、流通在庫の推計の精度向上に資するものであることから、適当であると判断する。

(5) 「⑧ 卸売業・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」

- 平成 18 年の経済センサスの枠組みに沿って経済センサスの基礎調査と活動調査が 1 回ずつ行われた。この結果を踏まえた検討を行うことが第Ⅱ期基本計画において整理されている。その検討結果によって本調査にも影響が及ぶかもしれないが、現在の

ところは現行のままの形で調査を行っていくことになるのではないか。

- ・ 従来、商業統計調査の詳細調査と簡易調査が交互に実施されていたが、今後は経済センサス-活動調査と商業統計調査が交互に行われることになるのか。
 - 経済センサス-活動調査の商業部分の把握は、従来の商業統計調査の簡易調査に該当するものである。平成 18 年の経済センサスの枠組みにおいて、経済センサス-活動調査の 2 年後に商業統計調査の詳細調査を行うこととされている。今後は、平成 24 年経済センサス-活動調査の結果を母集団情報として標本設計したものにより、平成 27 年 7 月分から平成 29 年 6 月分までの 2 年間調査を行うこととしており、その後、平成 26 年商業統計調査の結果を母集団情報として、平成 29 年 7 月分から 2 年間調査を行うこととしている。
- ・ 本調査と商業統計調査及び経済センサス-活動調査については、「名簿情報」と「動態調査と構造調査」という 2 つの関係があることは明らかである中、あえて論点として挙げた趣旨は何か。
 - 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画)において、経済センサスの枠組みについて検討することとされているため、確認の意味で論点として設けたものである。特段、現在の整理が問題であるといったことから整理しているものではない。

6 次回予定

次回は、平成 26 年 5 月 15 日(木) 10 時 00 分から経済産業省別館 104 号会議室において開催することとされた。